

令和6年度 新規漁業就業者支援補助金 のお知らせ

新規に漁業を始める方を支援するため、要綱に基づいて漁業資材等の購入費の2分の1（上限30万円）を補助します。

申請期限：令和7年2月28日

補助を受けられる方

個人の漁業者であって、次のすべての◆に当てはまる方

- ◆申請日以前の1年以内に、市内に事業所を有している漁業協同組合の組合員となったもの、又は既に組合員であるが、新規に漁業を始めたと漁協から証明されたもの
- ◆市内に住所を有していること。
- ◆今後1年以上漁業を続ける予定であること。
- ◆市税の滞納がないこと。（徴収猶予の適用を受けている場合を除く）
※申請期限内に滞納が解消された場合は補助を受けることができます。
- ◆公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- ◆暴力団員等でないこと及び暴力団員等と密接な関係を有しないこと。
- ◆要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

※漁業の種類を変更・追加する場合も対象となる可能性がありますのでご相談ください。

補助対象となるもの

交付決定後に購入した補助対象経費の、自己負担分の2分の1以内。上限30万円。1,000円未満は切り捨て。

漁船等購入費	漁船、漁船用機器など
漁業資材購入費	漁網、カゴ、ロープ、ウェットスーツ、フロート、ライフジャケット その他漁業資材

対象外：汎用性のあるもの（パソコン・プリンター・自動車等）
輸送費、消費税等

申請方法

書類は志摩市HPからダウンロードできます。

Step 1 申請書等の書類を提出する

<提出書類>

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 購入予定である漁業資材等の見積書
- (3) 組合員になった日が証明できる書類

申請期限：令和7年2月28日

市から補助金の決定額が通知される

↓ 交付決定通知書を郵送

Step 2 資材等を購入 支払い後に書類を提出する

<提出書類>

- (1) 実績報告書
- (2) 領収書等
- (3) 写真（必要な場合）

提出期限：令和7年3月31日

市から補助金の確定額が通知される

↓ 交付確定通知書を郵送

Step 3 補助金の請求書を提出する

<提出書類>

- ・補助金交付請求書

市から口座に入金



1
ヶ月
〜
1
ヶ月
半
程度

提出・問い合わせ先

〒517-0592 志摩市阿児町鵜方3098番地22

志摩市 水産農林部 水産課

TEL：0599-44-0289（平日8:30～17:15）

